

## 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する 政令案の概要

本年8月に開催されたワシントン条約第18回締約国会議において、同条約附属書の改正が行われたことを受け、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号。以下「施行令」という。）について以下の改正を行う。

### 1 国際希少野生動植物種の追加及び削除等について

国際取引により絶滅のおそれが生じていること等により、以下の16種(亜種を含む)を附属書Iに掲載することが決定された。これを踏まえ、当該16種を、国際希少野生動植物種として施行令別表第2の表2に追加する。

<b>FAUNA 「動物界」</b>	
MAMMALIA 「哺乳綱」	
CARNIVORA 「食肉目」	
Mustelidae 「いたち科」	<i>Aonyx cinerea</i> (コツメカワウソ) <i>Lutrogale perspicillata</i> (ビロードカワウソ)
<b>AVES 「鳥綱」</b>	
GRUIFORMES 「つる目」	
Gruidae 「つる科」	<i>Balearica pavonina</i> (カンムリヅル)
<b>REPTILIA 「爬虫綱」</b>	
SAURIA 「とかげ亜目」	
Agamidae 「きのぼりととかげ科」	<i>Ceratophora erdeleni</i> (ケラトフォラ・エルデレニ) <i>Ceratophora karu</i> (ケラトフォラ・カル) <i>Ceratophora tennentii</i> (ケラトフォラ・テンネンティイ) <i>Cophotis ceylanica</i> (セイロンオマキキノボリアガマ) <i>Cophotis dumbara</i> (コフォティス・ドゥムバラ)
Gekkonidae 「やもり科」	<i>Gonatodes daudini</i> (ダウディンイロワケヤモリ)
<b>TESTUDINES 「かめ目」</b>	
Geoemydidae 「いしがめ科」	<i>Cuora bourreti</i> (ラオスモエギハコガメ) <i>Cuora picturata</i> (カンボジアモエギハコガメ) <i>Mauremys annamensis</i> (アンナンガメ)
Testudinidae 「りくがめ科」	<i>Geochelone elegans</i> (インドホシガメ) <i>Malacochersus tornieri</i> (パンケーキガメ)
<b>INSECTA 「昆虫綱」</b>	
LEPIDOPTERA 「ちょう目」	
Papilionidae 「あげはちょう科」	<i>Achillides chikae hermeli</i> (アキルリデス・キカエ・ヘルメリ) <i>Parides burchellanus</i> (パリデス・ブルケルラヌス)

(2) 国際希少野生動植物種の削除

下表に示す4種は、ワシントン条約第18回締約国会議において、国際取引が種の存続に対する脅威となっているか、その可能性があるという証拠がないことなどから、附属書Iから削除することが決定された。

<b>FAUNA</b>	「動物界」	
MAMMALIA	「哺乳綱」	
RODENTIA	「齧歯目」	
Muridae	「ねずみ科」	<i>Leporillus conditor</i> (コヤカケネズミ) <i>Pseudomys fieldi praeconis</i> (シャークベイネズミ) <i>Xeromys myoides</i> (クマネズミモドキ) <i>Zyzyomys pedunculatus</i> (マクドネルイワネズミ)

以上を踏まえ、施行令別表第2の表2から、以下を削除することとする。

- 1) 表2の第一の一の力の(2)ねずみ科の1の項*Leporillus conditor* (コヤカケネズミ)
- 2) 表2の第一の一の力の(2)ねずみ科の2の項*Pseudomys fieldi praeconis* (シャークベイネズミ)
- 3) 表2の第一の一の力の(2)ねずみ科の3の項*Xeromys myoides* (クマネズミモドキ)
- 4) 表2の第一の一の力の(2)ねずみ科の4の項*Zyzyomys pedunculatus* (マクドネルイワネズミ)

(3) 既存の国際希少野生動植物種(2種)における一部の個体群の運用の変更

現在、国際希少野生動植物種に指定されている種のうち、一部の個体群について個体数の増加が認められること等から附属書Iから附属書IIに移行したものについて、これらの個体群を、登録を受ければ国内で流通させることができるものとして、以下のとおり、登録対象個体群に追加する(施行令別表第6)。

○今回追加等する登録対象個体群(下線、取り消し線部分が変更箇所)  
(別表第6)

種名	個体群	個体等
<i>Vicugna vicugna</i> (ビクーナ)	アルゼンチンのカタマルカ県、フフイ県、ラ・リオハ県、サルタ県及びサン・ホアン県、ボリビア、チリの <u>アリカ・パリナコタ州及びタラパカ州</u> 、エクアドル並びにペルーの個体群(アルゼンチンのラ・リオハ県、サルタ県又はサン・ホアン県の個体群にあっては、半ば人の管理下に置かれた個体群に限る。)	毛、毛を材料として製造された加工品(皮を材料として製造されたものを除く。)

<i>Crocodylus acutus</i> (アメリカワニ)	コロンビアのシスパタ湾マングローブ統合管理地区及び、キューバ及びメキシコの個体群	個体、加工品
-----------------------------------	--	--------

## 2 分類・学名等の変更

ワシントン条約第 18 回締約国会議で承認された最新の分類・学名及び和名に関する最新の知見等に基づき、施行令別表第 2 の表 2 の分類、学名及び和名の変更並びに別表内の配列について、所要の見直しを行う。

分類群	現行の附属書の学名・分類	改正後の附属書の学名・分類	附属書の改正内容
<動物界>			
昆虫綱 ちょう目 あげはちょう科	<i>Papilio chikae</i> (ルソンカラスアゲハ)	<i>Achillides chikae chikae</i> (ルソンカラスアゲハ)	種から亜種に分類を変更するとともに学名を変更する。

## 3 その他

そのほか、罰則に関する所要の経過措置を置く。